

(月刊 国際法務戦略 連載)

中国ビジネス・ローの最新実務Q & A

第42回

著作権 (4)

黒田法律事務所 萱野 純子・山上祥吾

Sumiko Kayano, Shogo Yamagami / Kuroda Law Offices

本連載では、中華人民共和国著作権法及びその関連規定についての基本的な問題を取り上げている。今回は、コンピューターソフトウェア保護条例及び著作権侵害の事例について検討する。なお、2003年9月1日、著作権侵害行為に対する行政処罰を規定した著作権行政処罰実施弁法が改正されており、著作権侵害行為に対する行政的救済が従来よりも拡大した。

Q8 日本企業X社はコンピュータープログラムの開発、販売業務を行っていますが、最近、X社が日本で開発し、中国において登録したコンピュータープログラム (Aプログラム) と同一のものと思われるコンピュータープログラム (Bプログラム) が、X社の許可なく中国で販売されているとの情報を得ました。そこで、X社がさらに調査を進めたところ、Bプログラムは、Aプログラムの複製品であり、中国企業Y会社が最近販売を始めたものであるということが分かりました。この場合、X社の採りうる措置としてはどのようなものがあるのでしょうか。

A8 X社の開発したAプログラムは、中国において登録等の特別の手続をすることなく、中国においても保護されます。

したがって、X社としては、Y会社が中国で販売しているBプログラムがX社のAプログラムの著作権を侵害していることを理由に、司法による救済として、①権利侵害の停止、②影響の除去、③謝罪、④損害賠償等を求め、人民法院 (中国の裁判所) に対し著作権侵害訴訟を提起することができます。また、当該紛争は調停に付することもできます。その他にも、当該著作権侵害行為が公共の利益を損なう場合には、行政による

救済として、著作権行政管理部門に対し、①権利侵害の停止命令の発令、②違法所得の没収、③権利侵害複製品の没収・処分、④過料による処罰を求めることができます。なお、情状が重い場合には、著作権行政管理部門に対し、主に権利侵害複製品の製作に使われた材料、道具、設備等を没収するよう求めることもできます。さらに、当該著作権侵害行為が著作権侵害罪、権利侵害複製品販売罪に該当する場合には、刑事責任を追及するよう告発することもできます。

なお、本件では、X社が中国においてAプログラムを登録していることにより、X社は、上記の司法的救済や行政的救済を受けるにあたり、自らが著作権者であることを証明しやすいものと考えます。

< 1 コンピュータープログラムの保護 >

中華人民共和国著作権法（以下「著作権法」という）第3条第8号は、同法において保護される著作物としてコンピューターソフトウェア（以下「ソフトウェア」という）を挙げており、著作権法第58条を受けて、コンピューターソフトウェア保護条例（以下「保護条例」という）が国務院により制定され、2002年1月1日からその改正法が施行されている。

そして、保護条例第2条は、ソフトウェアの定義にコンピュータープログラム（以下「プログラム」という）を含めており、プログラムの著作権が、中国において保護されることを明らかにし、また、保護条例第5条第2項は、「外国人のソフトウェアは、その開発者の所属する国若しくは日常的居住地国と中国とが締結した協議または共に加入している国際条約により著作権を享有し、本条例の保護を受ける。」と規定している。そして、日本も中国もともにベルヌ条約に加盟していることから、ベルヌ条約第5条第2項の創作保護主義の原則により、日本企業であるX社が作成したAプログラムは、その創作の事実だけで、中国において保護条例の保護を受ける。

< 2 X社の採りうる措置（総論） >

著作権者は、保護条例第8条第4号、同第5号に基づき、ソフトウェアの複製権及び発行権を有している。すなわち、ソフトウェアの著作権者は、ソフトウェアを一部または複数部製作する権利（複製権）を有し、また、売却または贈与の方式により公衆に対しソフトウェアのオリジナルまたは複製品を提供す

る権利（公表権）を有している。したがって、ソフトウェア著作権者に無断でソフトウェアを複製し、公衆に対して発行等した場合には、著作権侵害行為を構成することになる（保護条例第24条第1項第1号、同第2号）。したがって、Y会社のBプログラムが、X社のAプログラムを複製したものである場合には、X社としては、(1) 著作権行政管理部門に対し行政的救済を求める、(2) 人民法院（または調停や仲裁）による司法的解決を求める、(3) 刑事責任の追及を求めるという措置を採ることが考えられる。そこで、以下個別に検討する。

< 3 行政的救済 >

(1) ソフトウェアの著作権に対する一定の侵害行為が、社会公共の利益を損なった場合には、著作権行政管理部門は侵害行為の停止を命じ、違法所得を没収し、権利侵害複製品を没収、廃棄し、かつ過料に処することができる。情状が重大である場合、著作権行政管理部門は、さらに主に権利侵害複製品の製作に用いられた材料、道具、設備等を没収することができる（保護条例第24条第1項）。

そして、本件のように、著作権者のソフトウェアを無断で複製し、公衆に対して発行するという態様の侵害行為の場合には、複製権及び発行権の侵害を理由に、上記の行政的救済が可能である（保護条例第24条第1項第1号、同第2号）。なお、本件のような複製権及び発行権侵害の場合に課される過料の額は、1件につき100人民元または侵害製品価値の5倍以下の金額である（保護条例第24条第2項）。

(2) 行政機関である著作権行政管理部門による救済のメリットは、費用対効果が高く、即効性があるということである。すなわち、手続面では、裁判よりも提出すべき証拠、書類が比較的少なく迅速な対応が可能であるし、コスト面では、弁護士費用、人民法院に対する案件受理費等の費用がかからないことが行政的救済のメリットとして挙げられる。

しかし、行政的救済では、侵害者に対して課すことのできる過料の額が低く、地域によっては情報漏洩の可能性がある等のデメリットがある。

(3) なお、行政処罰の手続、詳細な要件については、「著作権行政処罰実施弁法」（以下「実施弁法」という）が規定している。実施弁法には、近時の著作権法や保護条例の改正に応じた改正が2003年9月1日に行われている。

そして、実施弁法の規定により、本件のX社は、著作権行政管理部門に

対し、Y公司による著作権侵害行為の処罰を求めることができる。すなわち、実施弁法第11条第2項が、同弁法に列挙されている違法行為（ソフトウェアに対する違法行為の場合は、保護条例第24条に列挙されている侵害行為であり、かつ公共の利益を損なうものでなければならない）に対しては、著作権行政管理部門が自ら立件・処理を決定できるほか、関係部門が移送した資料に基づいて立件・処理を決定でき、また、被侵害者、利害関係人またはその他の事情を知る者の申立または摘発によっても、立件・処理を決定できると規定している。そして、この場合、申立人であるX社は、申請書、権利の証明、被侵害著作物（または被侵害製品）及びその他の証拠を提出しなければならない（実施弁法第12条第1項）。

また、実施弁法の上記の改正により、執行人員は、執行の過程において、違法行為が実施されているところを発見し、状況が緊急で立件が間に合わない場合、違法行為の制止等の緊急措置を採ることができることになった（実施弁法第15条）。

< 4 司法的救済 >

（1）ソフトウェア著作権を侵害された者は、人民法院に対し、ソフトウェア著作権の侵害行為の停止、影響の除去、謝罪、損害賠償を求めることができる（保護条例第24条第1項参照）。なお、中国の裁判制度は日本と異なり二審制を採用しているため、第一審裁判所として中級人民法院（日本の地方裁判所に相当）で審理され、その判決に不服がある場合には、高級人民法院（日本の高等裁判所に相当）に控訴できるが、この場合、高級人民法院の判決に対しては、最高人民法院（日本の最高裁判所に相当）に上告することはできないという点に注意を要する。

なお、近年、中国における著作権を含めた知的財産権訴訟の件数は大幅に増加しており、北京等の大都市の裁判所では知的財産訴訟を専門的に扱う部も設置されており、今後、判例の蓄積によって、判決の予見可能性が向上することが期待される。

（2）次に、司法的救済である人民法院による救済と関連し、調停、仲裁による救済について検討する

ソフトウェア著作権の権利侵害に関する紛争は、調停によって解決する

ことができる（保護条例第31条第1項）。当事者は、著作権行政管理部門、人民調停委員会等の機関に対し調停を依頼することができる。調停によって、双方の意見が一致した場合、調停書が作成される。そして、当事者は、調停書に規定された権利と義務を履行しなければならない。しかし、当該調停書は強制執行力を有しないことに注意を要する。

ソフトウェア著作権のライセンス契約等の契約に関する紛争は、契約における仲裁条項または事後になされた書面による仲裁協議により、仲裁機関に仲裁を申し立てることもできる（保護条例第31条第2項）。仲裁機関による仲裁判断は比較的公平性が保たれている上、中国が「外国仲裁裁定の承認及び執行に関するニューヨーク条約」に加盟しており、仲裁機関による仲裁判断は中国の裁判所により承認されるのが原則であるため、仲裁判断を根拠に中国に存在する被告の財産にも強制執行が可能である。

< 5 刑事責任の追及 >

中国における著作権の保護は一層強化されており、2001年の著作権法の改正、2002年の保護条例の改正では、侵害行為に対する刑事責任の追及が明記された（著作権法第47条及び保護条例第24条第1項）。すなわち、著作権侵害行為が中華人民共和国刑法（以下「刑法」という）第217条の著作権侵害罪、刑法第218条の権利侵害複製品販売罪に該当する場合には、それぞれ最高7年、最高3年の懲役刑（罰金併科の可能性もあり）といった刑事責任が問われることが、著作権法等の側面からも明確となった。

なお、著作権侵害罪、権利侵害複製品販売罪ともに営利の目的を要件とし、違法所得金額を情状の重大な要素としている。

< 6 ソフトウェアの登録の意義 >

ソフトウェアの著作権者は、著作権行政管理部門が認定するソフトウェア登録機関において、登録を行うことができる。そして、ソフトウェア登録機関が発行する登録証明文書は、登録事項の初歩的証明であるとされる（保護条例第7条第1項）。ソフトウェアの登録に関する事項は、コンピューターソフトウェア著作権登録弁法が詳細に規定している。

なお、2002年の改正前のコンピューターソフトウェア保護条例第24条では、コンピューターソフトウェアの登録が、行政処分の申立や訴訟提起の前提とさ

れていたが、2002年の改正により、そのような規定はなくなり、登録がなくても行政的救済や司法的救済を受けることが可能となった。しかし、上記のように、ソフトウェアの登録はその登録事項の初歩的証明となるため、迅速に行政的救済、司法的救済を受けるためには、登録をしておくことが重要であると思われる。

Q 9 X社は、Y公司を被告としたソフトウェアの著作権侵害訴訟を提起することを検討していますが、当該訴訟に関し、以下の懸念事項が生じてきました。

- (1) 当該訴訟において、Y公司の行為がソフトウェアの著作権を侵害した事実は認められるものの、X社がその被った実際の損害額を十分証明できなかった場合には、どのような額の賠償金が認められるのでしょうか。X社としては、認められる賠償額があまりにも小さい場合には訴訟を断念することも考えています。
- (2) 当該訴訟を提起している間もY公司がBプログラムを販売することができたのでは、その分X社の損害は拡大していくことになります。また、Y公司はそれほど大きな会社ではなく、確定勝訴判決を得たとしても、その時にはY公司に資産がなく、Y公司が賠償金を支払えない可能性があります。そこで、訴訟の間、Y公司の販売を停止させる手段及びY公司の財産を保全する手段はないのでしょうか。
- (3) 当該訴訟に関する重要な証拠をY公司が有しており、訴訟を提起するとY公司が当該証拠を隠滅するおそれがあります。そこで、訴訟提起前に当該証拠を保全する手段はないのでしょうか。

A 9

- (1) Y公司の行為がソフトウェアの著作権の侵害にあたる場合には、原則として、Y公司は、X社の実際の損害を賠償しなければなりません。実際の損害を計算できない場合には、Y公司の違法所得に基づいて計算することができます。また、X社の実際の損害またはY公司の違法所得を計算できない場合には、人民法院が権利侵害の情状に応じて、50万人民元以下の賠償の判決を言い渡すこととなります。
- (2) X社は、①Y公司がBプログラムを販売することで、現在X社の著作権を侵

害する行為を実施しており、②速やかにこれを制止しなければX社の合法的な権益が填補し難い損害を受ける可能性があることを証明する証拠を有している場合には、訴訟の提起前に、人民法院に対し、Y会社のBプログラムの販売行為の停止命令及びY会社の財産保全措置の申立を行うことができます。

- (3) Y会社が証拠を隠滅する等、証拠の滅失または以後の証拠の取得が難しくなる可能性が訴訟提起前にある場合には、X社は、訴訟の提起前に人民法院に対し、証拠保全を申し立てることができます。

< 1 損害賠償の金額の計算 >

著作権侵害訴訟は損害賠償請求訴訟であるので、請求すべき賠償金額は、権利者が実際に被った損害の額となるのが原則である。しかし、実際の訴訟においては、原告である著作権者がその実際に被った損害を立証することが困難な場合がある。そのため、著作権法第48条第1項は、賠償すべき額につき、原則としては実際の損害とするも、実際の損害を計算できない場合には、侵害者の違法所得に基づいて計算することができる旨を規定する。また、著作権法第48条第2項は、著作権者の実際の損害または侵害者の違法所得を計算できない場合には、人民法院が権利侵害の情状に応じて、50万人民元以下の賠償の判決を言い渡すものとする旨を規定する。

なお、著作権法第48条第1項は、賠償額には著作権者が権利侵害行為を阻止するために支払った合理的な支出が含まれる旨を規定するため、弁護士費用も賠償金額として認められる可能性がある。

< 2 関連行為の停止・財産保全措置の申立 >

中国での著作権の侵害行為を発見した著作権者が、費用をかけて、侵害者を被告とする確定勝訴判決を得たとしても、勝訴判決確定までの間に侵害者が侵害製品の販売を続けることで利益を得ることができたのでは、訴訟を行っている間、著作権者の損害は拡大していくことになる。また、勝訴判決確定の時点ですでに被告の財産がなくなっていた場合には、結局損害賠償を受けることができなくなってしまう。そこで、保護条例第26条は、ソフトウェアの著作権者が、①他人が現在その権利を侵害する行為を実施しており、または近い将来その権利を侵害する行為が実施され、②速やかにこれを制止しなければその合法

的な権益が填補し難い損害を受ける可能性があることを証明する証拠を有している場合には、訴訟の提起前に、人民法院に対し、関連行為の停止命令及び財産保全措置の申立を行うことができると規定し、著作権者の損害の拡大を防ぎ、かつ被告の財産の減少により賠償が受けられなくなることを防止する手段を講じている。

なお、保護条例第26条は著作権法第49条を受けて規定されているものであり、ソフトウェア以外の著作権の侵害行為があった場合でも、著作権法第49条により関連行為の停止命令及び財産保全措置の申立ができる。

< 3 証拠保全 >

重要な証拠が被告側にあり、訴訟を提起すると被告が当該証拠を隠滅する等のおそれがある場合には、訴訟の提起前であっても証拠を保存しておく強い必要性がある。そこで、保護条例第27条は、権利侵害行為を制止するため、証拠の滅失または以後の証拠の取得が難しくなる可能性がある状況においては、ソフトウェアの著作権者は、訴訟の提起前に人民法院に対し、証拠保全を申し立てることができる旨を規定している。

なお、保護条例第27条は著作権法第50条を受けて規定されているものであり、ソフトウェア以外の著作権の侵害行為があった場合でも、著作権法第50条により証拠保全の申立ができる。

Q10 X社は、Y会社を被告としたコンピュータープログラムの著作権侵害訴訟においてY会社に勝訴し、Y会社から賠償金を得ることもできました。しかし、当該Y会社が販売したBプログラムはすでに大量に市場に出回っており、中には中国国外に輸出されているものもあるようです。しかし、当該Bプログラムが大量に世界各国に輸出されると、世界各国におけるAプログラムの販売に対する大きな打撃となるおそれがあります。そこで、Bプログラムの中国からの輸出を防ぐ方法はないのでしょうか。

A10 著作権を侵害する物品が外国に輸出されている場合には、税関に対し、著作権を侵害する物品の輸出の取締を申請することが考えられます。この税関の取締により、中国国外で実際に販売される前の差止めが可能となるため、著作権侵害による被害を最小限にとどめることができます。

<税関による救済>

税関による知的財産権保護条例（以下「税関条例」という）第3条により、中国の法律、行政法規の保護を受ける知的財産権を侵害する物品の輸出入は禁止され、税関条例第2条によれば、当該知的財産権には著作権も含まれることから、著作権を侵害する物品が外国に輸出されている場合には、税関に対し、著作権を侵害する物品の輸出の取締を申請することも有用である。

著作権者が税関に対し輸出物品の取締を求める場合には、著作権者は、その著作権について税関に届け出るとともに、必要と認められるときに税関が措置を採ることを申請する必要がある（税関条例第6条）。このような申請があった場合、税関は権利侵害の疑いのある物品について、差押をする（税関条例第18条）。差し押さえられた権利侵害の疑いのある物品が、税関、著作権行政管理部門、人民法院により権利侵害物品と確定されたときには、税関が没収する（税関条例第23条）。このような税関における取締により、中国国外で実際に販売される前の差止が可能となるため、著作権侵害による被害を最小限にとどめることができるのである。